株主各位

香川県高松市新田町甲34番地 株式会社 **ククリ** 取締役社長 多田野 宏一

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否を明示し、ご押印のうえ折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

- 1.日 時 平成18年6月23日(金曜日)午前10時
- 2.場 所 香川県高松市福岡町二丁目2番1号
 - ウェルシティ高松 香川厚生年金会館 2階 讃岐の間
- 3.会議の目的事項
 - 報告事項 1.第58期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) 営業報告書、連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに貸 借対照表及び損益計算書報告の件
 - 2 . 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 3. 定款授権に基づく取締役会決議による自己株式買受け報告の件

決議事項

第1号議案 第58期利益処分案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権行使についての参考書類」 (29頁から36頁まで)に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付に ご提出下さいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果並びに今後の課題

当期におけるわが国経済は、高水準の企業収益を背景とした好調な設備投資や雇用・所得環境の改善を背景とした個人消費の回復が景気を支え、踊り場を脱却して、緩やかながら持続力を伴った回復の動きを示してまいりました。

このようななかで、私どもの業界は、国内販売先でありますお客様の クレーン傭車料金に下げ止まりや改善の動きが見られ、買い替え需要を 背景に建設用クレーンの国内需要が大幅に増加し、海外では好調な中東 に加えて北米市場の需要が大幅に増加してまいりました。

当期は、『中期経営計画』推進の軸となる海外向け新製品等を本格投入して、売上確保に全力を挙げ、一昨年来の鋼材等原材料値上げを踏まえて、製品売価の維持・アップに努めました。また、総資産圧縮の一環として、売上債権回転期間の短縮により、有利子負債を削減しました。

一方で、当期は、予想を超える需要回復・拡大に伴い部品等の調達や 工場の生産能力といった調達・生産面の課題が大きくクローズアップさ れた期となりました。なお、供給元の生産停止に伴い、本年1月よりト ラッククレーン用キャリヤの自社生産を開始しました。

売上につきましては、国内売上高は、建設用クレーンが買い替え需要を背景に増加し、740億1千3百万円(前期比109.6%)となり、海外売上高は、欧州向けと北米向けの建設用クレーンが大幅に増加し、468億5千9百万円(前期比136.7%)となりました。この結果、総売上高は1208億7千2百万円(前期比118.7%)となりました。

経常利益につきましては、調達環境の悪化による生産効率の一部低下があったものの、売上の増加により86億4千6百万円(前期比151.0%)

となりました。当期純利益につきましては、投資有価証券売却益5億9 千7百万円や貸倒引当金取崩益5億2千2百万円を特別利益に、固定資産除売却損1億9千8百万円や減損損失1億1千4百万円を特別損失に計上し、貸倒引当金に係る繰延税金資産の一部5億1千9百万円の取崩しを行いました結果、56億1百万円(前期比144.4%)となりました。

セグメント別の概要は、次のとおりであります。

建機事業(建設用クレーン)

国内売上につきましては、ラフテレーンクレーンの主力機種である25トン吊りや60トン吊りを中心とした買い替え需要に加えて、オールテレーンクレーンが堅調に推移し、前期に比べ大幅に増加して261億9千8百万円(前期比124.0%)となりました。

海外売上につきましては、原油の高値安定を背景に建設・設備投資の活発な中東向けが好調に推移したことに加え、北米向けラフテレーンクレーンの新製品投入やドイツ子会社ファウン社製の欧州・北米向けオールテレーンクレーン新製品 ATF160G (160トン吊り)・ATF110G (110トン吊り)の本格投入により、欧州及び北米向けが大幅に増加し、326億9千5百万円(前期比132.7%)となりました。

この結果、建設用クレーンの売上高は、前期に比べ大幅に増加し、588 億9千3百万円(前期比128.7%)となりました。

建機事業(車両搭載型クレーン)

ディーゼル排ガス規制対応のトラック買い替え需要を背景に、カーゴクレーンの拡販に努めましたところ、車両搭載型クレーンの売上高は、前期に比べ増加し、164億2千5百万円(前期比111.6%)となりました。

建機事業(高所作業車)

設備投資増加の動きを背景に電力電工向け及びレンタル業界向け販売に注力するとともに、通信業界向けの拡販に努めました結果、高所作業車の売上高は、前期に比べ大幅に増加し、113億4千3百万円(前期比

120.6%)となりました。

建機事業(その他)

中古車や部品等の国内売上は、品不足のため中古車売上が減少しましたが、海外売上が大幅に増加し、部品、修理、中古車等のその他の売上高は、前期に比べ増加し、299億1千7百万円(前期比1074%)となりました。

空気圧機器事業

空気圧機器事業の売上高は、前期に比べ増加し、16億3千4百万円(前期比107.6%)となりました。

その他事業

その他事業の売上高は、前期に比べ増加し、26億5千7百万円(前期 比1032%)となりました。

なお、当社製品の安全装置不具合による交通死亡事故に係る平成16年 12月のリコール届出に関しては、国内対象台数の改修がほぼ完了しました。昨年3月公表の車両・作業装置(計45案件)の改修は、現在も全力で推進しております。また、昨年2月新設の製品安全委員会にて、製品安全規程を整備し、製品安全リスクのマネジメントを推進するとともに、全社を挙げて製品の安全と品質の向上に取り組んでおります。

今後の経済見通しにつきましては、日本経済は、好調な設備投資と個人消費の回復により、民間需要に支えられた持続的な景気回復が見込まれますが、米国や中国等海外経済の動向による輸出への影響、原油価格・金利や為替の動向等の懸念材料もあります。

当社を取り巻く市場環境は、国内では建設用クレーンが根強い買い替え需要により引続き増加し、海外では好調な中東・北米向けに加えて、 欧州向けの拡販に引続き注力することにより建設用クレーンが堅調に推 移するものと予想しております。 しかしながら、一方では、調達や生産面の影響により長期化する製品 納期、国内工場再編の推進と増産体制の早期構築、収益力強化のための 製品原価改善・製品売価アップ等の課題があります。

平成18年度は、昨年度に引続き「安全と品質を徹底的に追求する」年度とし、同時に「中期経営計画の達成に全力で取り組む」こととしております。これにより、平成19年度に連結ベースで売上高1,390億円、海外売上高比率44%、経常利益115億円の達成を目指します。

また、当社は、平成18年5月施行のタダノグループ「CSR 憲章」「CSR 規範」に従って、グループ社員全員が法令や社会のルールを遵守し、かつ高い倫理観をもち、透明・健全かつ誠実な事業活動に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団の設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資は、リース契約分を含めて13億6千4百万円となりました。

当期の資金調達は、特記すべき事項はなく、所要資金は主として自己資金により賄いました。

なお、より安定した資金調達基盤を確保するために、当社は、主要取引銀行3行との間で総額50億円のコミットメントラインを設定しております。

(3) 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区分	第55期 (平成15年3月期)	第56期 (平成16年3月期)	第57期 (平成17年3月期)	第58期(当期) (平成18年3月期)
売上高	83 ,065百万円	96,636百万円	101 846百万円	120 872百万円
経常損益	2 866百万円	4 874百万円	5 ,727百万円	8 ,646百万円
当期純損益	637百万円	2 ,757百万円	5 ,601百万円	
1株当たり 当期純損益	4 .85円	21 51円	30 26円	43 .79円
純 資 産	62 ,144百万円	64 457百万円	67 ,126百万円	74 ,398百万円
総資産	143 ,592百万円	142 472百万円	147 ,101百万円	150 567百万円
連 結 子法人等	27社	27社	26社	25社

- (注)1.1株当たり当期純損益は、期中平均株式数により算出しております。
 - 2. 当社は、第57期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。第56期以前の数値につきましては、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。
 - 3. 第55期は、売上の減少や競争激化による価格の低下がありましたが、『タダノ改新計画』に基づく収益構造改革の推進効果により、経常利益は増益とすることができました。しかしながら、投資有価証券評価損、希望退職等に伴う特別退職金を特別損失に計上した結果、損失を余儀なくされました。
 - 4.第56期は、ディーゼル排ガス規制対応のトラック買い替え特需と原油の高値安定等を背景に売上が増加しました。売上増加に伴う生産効率の向上、『タダノ改新計画』に基づく収益構造改革の推進効果により、経常利益は大幅な増益となり、当期純損益は3期ぶりに利益を確保することができました。
 - 5.第57期は、国内建設用クレーンの買い替え需要と中東・北米需要の増加等を背景に、売上が増加しました。売上増加と収益構造改革推進効果により、経常利益及び当期純利益ともに増益となりました。
 - 6.第58期(当期)の状況につきましては、前記「(1)企業集団の営業の経過及び成果 並びに今後の課題」に記載のとおりであります。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区分	第55期 (平成15年3月期)	第56期 (平成16年3月期)	第57期 (平成17年 3 月期)	第58期(当期) (平成18年3月期)
売 上 高	56 ,635百万円	68 ,142百万円	73 ,040百万円	85 286百万円
経常損益	1 630百万円	3 ,169百万円	3 ,734百万円	5 ,627百万円
当期純損益	971百万円	1 527百万円	2 234百万円	3 536百万円
1株当たり 当期純損益	7 .40円	11 91円	17 .44円	27 .64円
純 資 産	62 ,925百万円	63 599百万円	64 ,167百万円	69 #27百万円
総資産	115 ,146百万円	114 509百万円	118 ,391百万円	122 ,725百万円

⁽注) 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数により算出しております。

2. 会社の概況(平成18年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、建機事業(建設用クレーン、車両搭載型クレーン及び高所作業車等の製造販売)を主な事業とし、空気圧機器事業並びにその他事業も営んでおります。

事	業	区分	`		主 な 製 品
	建設	用ク	レ -	・ン	オールテレーンクレーン、ラフテレーンクレーン、 トラッククレーン、 軌陸車
建機事業 車両搭載型クレーン				- ン	カーゴクレーン、セルフローダ、軌陸車
	高原	斤作	業	車	高所作業車、穴掘建柱車、軌陸車、照明車、法面作業車
	そ	の		他	部品、修理、中古車、石こうボード分別機等
空気	圧機	器	事	業	小型ロボット用空気圧機器 他
そ の	他	튁		業	自動車用部品 他

(2) 企業集団の主要な営業所及び工場等

	X	分	名称及び所在地
		本 社 等	本社:香川県高松市、東京事務所:東京都墨田区
		工場	高松工場:香川県高松市、志度工場:香川県さぬき市
		研 究 所	技術研究所:香川県高松市
当	社	支社・支店等	東日本支社:宮城県仙台市 北海道支店:北海道札幌市、東北支店:宮城県仙台市、 北陸支店:富山県富山市 中日本支社:東京都墨田区 関東支店:埼玉県上尾市、東京支店:東京都墨田区、 中部支店:愛知県一宮市 西日本支社:大阪府堺市 関西支店:大阪府堺市、四国支店:香川県高松市、 中国支店:広島県坂町、九州支店:福岡県大野城市 北京事務所:中国・北京市 中東事務所:アラブ首長国連邦・ドバイ市
重要	-	本社及び工場	ファウン GmbH:ドイツ・パイエルン州(本社及び工場)タダノ・ファウン GmbH:ドイツ・パイエルン州(本社)タダノ・アメリカ Corp::米国・テキサス州(本社)四国機工株式会社:香川県多度津町(本社及び工場)国際機械商事株式会社:東京都港区(本社)株式会社タダノアイメス:東京都墨田区(本社)株式会社ニューエラー:大阪府大阪市(本社及び工場)

(3) 当社の株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数
- ② 発行済株式総数
- ③ 株 主 数

258 049 000株

129 500 355株

9 976名

④ 大 株 主

株主名	当社への	出資状況	当社の大株主	への出資状況
株 主 名 	持 株 数	出資比率	持 株 数	出資比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	8 517 ^{千株}	6.5	千株	%
日本生命保険相互会社	7 ,801	6.0		
開発商事株式会社	7 ,772	6.0		
株式会社みずほ銀行	6 256	4.8		
株式会社百十四銀行	6 ,171	4.7	5 ,885	1.8
明治安田生命保険相互会社	4 ,000	3.0		
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	3 ,979	3.0		
株式会社三菱東京UFJ銀行	3 ,367	2.6		
第一生命保険相互会社	3 208	2.4		
タダノ取引先持株会	2 ,732	2 .1		

- (注) 当社は、平成18年3月31日現在で、株式会社みずほ銀行の持株会社である株式会社 みずほフィナンシャルグループの株式2,837株(出資比率0.0%) 株式会社三菱東京 UFJ銀行の持株会社である株式会社三菱 UFJフィナンシャル・グループの株式1,228 株(出資比率0.0%)を所有しております。
 - ⑤ 自己株式の取得、処分等及び保有の状況
 - ア)取得した株式
 - ・単元未満株式の買取制度による取得

普通株式 139,755株 取得価額の総額 122,229千円

・第57回定時株主総会後の定款授権に基づく取締役会決議による買 受け

普通株式 1,000,000株 取得価額の総額 581,000千円 買受けを必要とした理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するためであります。

イ)処分した株式

・簡易株式交換に伴う自己株式交付による処分

普通株式 723 447株 処分価額の総額 312 637千円

- ・ストックオプション制度(株式譲渡請求権)の権利行使による処分 普通株式 612,000株 処分価額の総額 220,320千円
- ・単元未満株式の買増制度による処分

普通株式 4,000株 処分価額の総額 2,698千円

ウ)決算期において保有する株式

普诵株式 977.043株

(注) 保有株式のうち、124 DOO株はストックオプション制度実施目的であります。

(4) 企業集団及び当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

	事 業	X	分		従 業 員 数	前期末比増減
建	機	事		業	2 228 名	+90 名
空	気 圧	機器	事	業	60	+ 1
そ	の	他	事	業	71	
全	社	共		通	66	+ 1
合				計	2 425	+ 92

- (注)1.従業員数は、就業人員を記載しております。
 - 2. 建機事業の内訳は、建設用クレーン1,129名、車両搭載型クレーン282名、高所作業車265名、その他552名となっております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,072 名	+46 名	42.6 歳	19.0 年

(注) 従業員数には、嘱託21名を含み、出向者269名は含んでおりません。

(5) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会	社	名	資 本 金	当 社 の出資比率	主要な事業内容
ファウ	ン G	m b H	45 274 千ユーロ	100 .0%	建設用クレーン等の製造
タダノ・フ	ファウン	/ G m b H	5 624 千ユ ー ロ	^(注) (100 0%)	建設用クレーン等の販売
タダノ・	アメリ	リカCorp .	2 500 千米ドル	90 .0%	建設用クレーン等の販売
四国機	工 株	式 会 社	180百万円	100 .0%	建設用クレーン等の部品の製造
国際機械	商事	株式会社	120百万円	100 .0%	建設用クレーン等の販売及びレンタル
株式会社	タダノ	アイメス	60百万円	100 .0%	建設用クレーン等の販売
株式会社	= =	ーエラー	444百万円	100 .0%	自動車用電装部品及び 空気圧機器の製造販売

(注) タダノ・ファウン GmbH の当社の出資比率は、間接所有の割合を表示しております。

② 企業結合の経過

タダノ・アメリカ Corp .の株式を平成17年8月31日付で合弁相手から追加取得し、当社出資比率は90.0%となりました。また、四国機工株式会社及び株式会社ニューエラーの子会社2社を平成18年3月1日付の簡易株式交換により完全子会社といたしました。

③ 企業結合の成果

前記「1.営業の概況(1)企業集団の営業の経過及び成果並びに今後の課題」に記載のとおりであります。

④ 当社の主要な提携の状況

相	手	先	国名	提	携	内	容
日立建	機株式	大会 社	日本	トラッククレ 携並びに高所	一ン及びク 作業車の C	ローラクレ EM 相互供	ーンの販売提 給
コベルコ・	クレーン村	朱式会社	日本	ラフテレーン 産受託及びク	クレーンの レーン部の	完成車・キ 部品の共通	ャリヤ部の生 化・共同購買
北京京有限			中国	建設用クレー 社「北起多田 (資本金30百7	ンの製造・ 野 (北京) 5米ドル、	販売を目的 起重機有限 当社出資比率	とする合弁会 公司」の設立 ¤50%)

⁽注) 北起多田野 北京 起重機有限公司に対し、平成18年1月25日付で追加出資を行い、 当社出資比率は50%となりました。

(6) 当社の主要な借入先の状況

借			借	金多	浅 高	借入先が有す	る当社の株式
1=	λ	先	短期借入金	長期借入金	合 計	持株数	出資比率
株式会	社みず	ほ銀行	500百万円	4 ,000百万円	4 500百万円	6 256千株	48 %
株式会	社百十	四銀行	400	3 ,110	3 510	6 ,171	4.7
株式会社	三菱東京	UFJ銀行	350	1 ,750	2 ,100	3 ,367	2.6
日本生命	冷保険 相	巨会社		1 ,900	1 ,900	7 ,801	۵ ۵

(注) 当社の借入金総額17 976百万円の10%以上の借入先を記載しております。

(7) 当社の取締役及び監査役の状況

	地		位		E	ŧ	ŕ	<u> </u>	担当又は主な職業
代表	取	締	役着	社 長	多日	盱	宏	_	
代 表	取	締 役	副	社 長	高	戸	紀	幸	社長補佐、生産部門(購買・生産技術・製造)・品質安全部門・サービス部門・キャリヤ事業部門・中国事業部門統括
取締	役・	執行	役員	専務	鈴	木		正	国内営業部門・欧州事業部門統括、輸出事 業部門担当
取締	役・	執行	役員	常務	大	薮	修	=	企画管理部門担当、企画管理部長
常	勤	監	查	役	依	光	慶	=	
常	勤	監	查	役	佐	藤	_	成	
常	勤	監	查	役	香	西		忠	
監		査		役	白	Ш	清	之	税理士

(注)1. 当営業年度中の取締役の異動

就任 平成17年6月24日開催の第57回定時株主総会において、大藪修二氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

- 2. 監査役のうち香西 忠、白川清之の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
- 3. 平成18年4月1日現在の取締役及び執行役員の担当・委嘱業務は、以下のとおりであります。

	地	位			氏	名		担当・委嘱業務
代	表取絲	帝 役 社	上長	多日	盱	宏	_	
代	表取締	役副礼	土長	高	戸	紀	幸	社長補佐、生産部門(購買・生産技術・製造)・品質安全部門・サービス部門・キャリヤ事業部門・中国事業部門統括
取約	命役・執	行役員	専務	鈴	木		正	国内営業部門・欧州事業部門統括、輸出事業 部門担当
取約	命役・執	行役員	常務	大	薮	修	=	企画管理部門担当、企画管理部長
執	行 役	員 常	務	北	島		宏	キャリヤ事業部門担当、中国事業部門担当補 佐
執	行 役	員 常	務	村	上	順	典	国内営業部門担当、営業企画部長
執	行	役	員	中	西	正	晴	欧州事業部門担当、ファウン GmbH 取締役 社長
執	行	役	員	帯	包	泰	博	生産部門(購買・生産技術・製造)担当、キャ リヤ事業部門担当補佐、購買部長
執	行	役	員	多田	日野	誠	=	中国事業部門担当、北起多田野(北京)起重 機有限公司総経理
執	行	役	員	内	田	聡	志	品質安全部門・サービス部門担当
執	行	役	員	宇	Ш	悦	栄	企画管理部門担当補佐(経理・財務) 企画 管理部部長
執	行	役	員	真	鍋	茂	幸	開発部門・VE 推進室担当、開発部長
執	行	役	員	南		幸	男	中国事業部門担当補佐、北起多田野(北京) 起重機有限公司副総経理
執	行	役	員	北	野	尚	夫	国内営業部門担当補佐
執	行	役	員	作	田		実	輸出事業部門担当補佐
執	行	役	員	伊	賀		正	開発部門担当補佐、開発企画部長
執	行	役	員	西	岡	幸	輝	生産部門 購買・生産技術・製造 担当補佐、 生産技術部長兼製造部長兼コンポーネント事 業部長

(8) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

支払うべき報酬等	支 払 額
① 当社及び子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	34,900 千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第 1項の業務(監査証明業務)の対価として支払う べき報酬等の合計額	34 ,900
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計 監査人としての報酬等の額	31 ,000

(注) 会計監査人との契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には証券取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

⁽備考) 本営業報告書中に記載の表示単位の金額及び株式数並びに出資比率は、数値未満を切り捨てております。

連結貸借対照表 (平成18年3月31日現在) (単位: 百万円)

			(手座・口が口)
科目	金額	科目	金額
(資産の部) 産の部) 産資面を資でである。 現取手形及び売掛金 た短期のは、 はいまでである。 はいまでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、ま	105 ,747 23 ,125 50 ,038 25 ,797 5 ,085 2 ,708 3 ,316 4 ,323	(負動 部) (負動 形債 支払手形 借 払 人 金 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引 引	54 ,835 27 ,722 15 ,244 3 ,054 1 ,786 1 1 ,119 361 9 978 4 ,557
固定 資産 有形固定資産 建物及び構築物機械装置及び運搬具土 世建設仮勘定 での他	44 820 26 972 7 618 836 17 762 48 705	固 定 負 債 長期借 入負債 繰延税金繰延税金負債 退職給付引引動 連結調整勘で	20 986 12 550 214 2 804 4 617 182 616
無形固定資産	137	負 債 合 計 少数株主持分	75 ,821 347
投資その他の資産 投資有価証券 繰延税金資産 その他 賃倒引当金	17 ,710 14 206 539 4 ,319 1 ,355	(資本本剰剰価価調込 ・ 本本剰剰価価調込株 ・ 会会金金金金金金 ・ 会会を ・ 会会を ・ 会に ・ できる。 ・ 会に ・ できる。 ・ 会に ・ できる。 ・ できる。	13 ,021 16 ,868 42 ,735 362 3 ,941 1 ,382 2 426 74 ,398
資 産 合 計	150 ,567	負債、少数株主持分及び資本合計	150 ,567

連結損益計算書 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)(単位:百万円)

		科目	金	額
	営	売 上 高 売 上 原 価		120 ,872 92 <i>,</i> 467
経	業 損	割賦販売利益繰延前売上総利益 未経過割賦販売利益戻入 未経過割賦販売利益戻入 未経過割賦販売利益繰入	474 523	28 <i>4</i> 05 49
常	益 の	木 経 週 割 肌 敷 元 利 温 緑 八 売 上 総 利 益 販売費及び一般管理費	323	28 ,356 20 ,338
損	部	営業利益		8 ,017
益の	営業外損益	学 外 収 受 取 利 息 割 販 元 取 利 息 受 財 取 配 当 金 連 結 財 以 益	329 485 101 10 497	1 <i>4</i> 24
部	の部	営業外費用 支 払 利 息 雑 損 失	638 157	795
	経	常 利 益		8 ,646
特 另	IJ	特 別 利 益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 貸倒引当金取崩益 出資金売却益	6 597 522 34	1 ,160
as d.	ŧ.	特 別 資	198 114 0 3 13 4	335
税法法少	人人	等調整前当期純利益 以住民税及び事業税 税等調整額 枚株主利益		9 <i>4</i> 72 2 <i>8</i> 38 875 156
当		期 純 利 益		5 ,601

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- 1.連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子法人等の数......25社

主要な連結子法人等の名称

ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・アメリカ Corp.

四国機工㈱、国際機械商事㈱、㈱タダノアイメス、㈱ニューエラー

従来、連結の範囲に含めていた㈱ハイドロ物流は、平成17年4月1日付で 連結子法人等である㈱タダノ物流に吸収合併されております。

(2) 非連結子法人等の数......1社

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda.

(連結の範囲から除いた理由)

タダノ・インダストリア・エ・コメルシオ Ltda .は実質的な営業を行って いないため連結の範囲から除外しております。

2 . 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子法人等タダノ・インダストリア・エ・コ メルシオ Ltda 及び関連会社 7 社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等 に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の 適用範囲から除外しております。主要な関連会社は北起多田野(北京)起重 機有限公司であります。

3 . 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、タダノ・インターナショナル(ヨーロッパ)B.V. ファウン GmbH、タダノ・ファウン GmbH、タダノ・ファウン・ホーラン ドB.V、タダノ・アジア Pte Ltd、韓国多田野㈱、多田野華南有限公司及 びタダノ・アメリカ Corp .の決算日は12月31日であり、連結決算日との間に 重要な取引が生じていないため、当該連結子法人等の事業年度に係る財務諸 表を使用しております。また、その他の連結子法人等の決算日は3月31日で あります。

- 4 . 会計処理基準に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券(時価のあるもの)......決算期末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は全部資本 直入法によって処理し、売却原 価は移動平均法により算定)

その他有価証券(時価のないもの)...........移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・半製品(キャリヤパーツ)・仕掛品・原材料(キャリヤ) 半製品(その他)・原材料(その他)……主として総平均法による原価法

.....主として個別法による原価法

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産.....主として定率法(在外連結子法人等は定額法)

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込 額を計上しております。

製品保証引当金

製品のアフターサービス費用に充当するため、製品保証実施規定に基 づく保証サービス費の過去の実績率を基準にした要保証サービス額を計 上しております。

製品改修費用引当金

平成16年12月にリコール届出を行うとともに、過去10年間の不具合・ 品質案件について見直した結果、今後の製品改修費用に備えるため、必 要額を見積り計上しております。

当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証 損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去 の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。

很職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付

債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金

当社は取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止するとともに、平成17年6月24日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案を承認可決しております。これにより、当連結会計年度において「役長退職慰労引当金」全額を取崩し、打ち切り支給額の未払い分については固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子法人等の資産及 び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は 期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部に おける為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (7) 収益及び費用の計上基準
 - 売上のうち、一部について割賦基準を採用しております。
- (8) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

- (9) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項 連結子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用し ております。
- (10) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、発生年度より実質的判断による年数の見積りが可能なものはその見積り年数で、その他については5年間の均等償却を行っております。

(11) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

連結会計年度中に確定した利益処分又は損失処理に基づいて作成しております。

重要な会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成17年4月1日以降開始する連結会計年度より適用されることとなったため、当連結会計年度から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は、114百万円減少しております。

連結貸借対照表関係注記

1.有形固定資産の減価償却累計額 23,743百万円

2.担保に供している資産

受取手形288百万円建物及び構築物59百万円機械装置及び運搬具15百万円土地937百万円

3.保証債務

販売先の当社提携銀行等よりの借入の保証 5 296百万円 4 受取手形裏書譲渡高 6 428百万円

5 .記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書関係注記

1 . 1株当たり当期純利益

43円79銭

2.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 8 日

株式会社 タ ダ ノ 取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員

公認会計士 岡林 正文 印

指定社員 業務執行社員

公認会計士 髙 倉 康 印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社タダノの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な 虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査 は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書 類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意 見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当 監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い 株式会社タダノ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状 況を正しく示しているものと認める。

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固 定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準 の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期 営業年度の連結計算書類(連結貸借対照表及び連結損益計算書)に関して各 監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作 成し、以下のとおり報告いたします。

1.監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2.監査の結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 18 年 5 月 12 日

株式会社 夕 ダ ノ 監査役会 常勤監査役 依 光 慶 二 印 常勤監査役 佐 藤 一 成 印 常勤監査役 香 西 忠 印 監 査 役 白 川 清 之 印

(注) 監査役香西忠及び監査役白川清之は、旧、株式会社の監査等に関する商 法の特例に関する法律 第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円) 科 目 余 額 科 目 額 産 部) (負債 の 部) (資 の 流 動 資 産 69,669 35 567 13 484 現金及び預金 14 886 支 形 掛 金 8 ,168 受 取 手 21 576 形 2 242 借入金 売 掛 金 16 328 一年内に返済すべき長期借入金 5 404 製 品 5 537 払 金 1 859 1 ,769 製 品 未払法人税等 1 315 原材料及び貯蔵品 1 966 払 費 用 1 248 仕 5 .747 掛 品 製品保証引当金 614 繰 延 税 金 資 産 1 593 製品改修費用引当金 361 そ の 他 2 273 債務保証損失引当金 9 倒 引 金 2 010 205 未経過割賦販売利益 割賦販売前受利息 28 624 ത 資 53 ,055 定 17 .731 定 負 10 330 有形固定資産 20 853 長 期 借 入 金 物 5 873 再評価に係る繰延税金負債 2 804 建 退職給付引当金 3 ,934 築 物 549 投資等損失引当金 85 置 399 機械及び装 长 期未払金 229 車 両 運 搬 38 そ の 他 347 工具器具及び備品 310 土 13 ,646 地 計 53 298 負 債 合 設 仮 定 33 の 部) 本 60 13 ,021 無形固定資 産 特 許 等 20 16 ,975 借 地 権 12 本 本 準 金 16,913 他 27 そ の その他資本剰余金 61 自己株式処分差益 61 投資その他の資産 32 ,141 投資有価証券 13 985 益 剰余金 36 333 会 社 株 式 5 ,685 子 益 準 2 ,409 箵 金 1 .757 出 立 金 27 .796 子会社出資金 8 579 2 ,060 配当準備積立金 長期滞留営業債権 738 2 200 開発研究積立金 長期前払費用 99 特別償却準備金 0 繰 延 税 金 資 産 1 355 固定資産圧縮積立金 736 そ の 他 678 別 途 積 立 金 22 800 倒 引 当 739 当期未処分利益 6 .128 土地再評価差額金 362 株式等評価差額金 3 883 自己株式申込証拠金 2 426 自 己 株 走 箵 本 合 計 69 427 負債及び資本合計 資 122 ,725 122 ,725 産 合 計

損益計算書(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで) (単位: 百万円)

	科	■	金	額
		高西		85 ,286 64 ,162
経 :	業 割賦販売利益繰延前売上総利 未経過割賦販売 未経過割賦販売	. 利益戻入	103 165	21 ,123 62
φ	益 の 売 上 総 利 語 部 販売費及び一般管理関			21 ,061 15 ,909
損	営 業 利 🕹	益		5 ,152
o i	講 要 取 数 割 賦 販 売 受 外 要 取 配 損 雑 収	益 利息息息 取当 益益	20 113 323 417	874
	益 の 営業外費 部 支 雑 損	月 利 息 失	296 102	399
	経 常 利 ៎	益		5 ,627
特別損	固定資産	益 売却益 券売期益 取期益 売却	2 583 234 34	855
益の部	特別 損差 固定 資量 減 負 付 日 会員 基	失	193 114 7 3	318
税法法	引 前 当 期 純 人税、住 民税 及 び 人 税 等 調	利 益 事業税 整額		6 ,164 1 ,850 778
当前中土	間 配 当	利益		3 536 3 244 542 110
当	期 未 処 分	利 益		6 ,128

重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

価法(評価差額は全部資本直入 法によって処理し、売却原価は 移動平均法により算定)

その他有価証券(時価のないもの)............移動平均法による原価法

ての他有個証券、時間のないもの)......移動平均法

2.たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品......個別法による原価法

半製品……月総平均法による原価法(キャリヤパーツは個別法による原価法)仕掛品……個別法による原価法

原材料……月総平均法による原価法 キャリヤは個別法による原価法)

貯蔵品.....最終仕入原価法

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。

- 4. 引当金の計ト基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に検討した回収不能見込額を計 上しております。

(2) 製品保証引当金

製品のアフターサービス費用に充当するため、製品保証実施規定に基づく保証サービス費の過去の実績率を基準にした要保証サービス額を計上しております。

(3) 製品改修費用引当金

平成16年12月にリコール届出を行うとともに、過去10年間の不具合・品質案件について見直した結果、今後の製品改修費用に備えるため、必要額を見積り計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(4) 債務保証損失引当金

当社製品を購入する顧客の当社提携銀行等よりの借入金に対する保証損失に備えるため、顧客の借入金に関する当社の保証債務に対し、過去の履行実績率を基準にした保証損失見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金 資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生 時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定 額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとして おります。

(6) 役員退職慰労引当金

当社は取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止するとともに、平成17年6月24日開催の定時株主総会において、退職慰労金の打ち切り支給議案

を承認可決しております。これにより、当期において「役員退職慰労引当金」全額を取崩し、打ち切り支給額の未払い分については固定負債の「長期未払金」に含めて表示しております。

(7) 投資等損失引当金

子会社等への投資等に係る損失に備えるため、子会社等の資産内容等を 勘案した損失負担見込額を計上しております。なお、この引当金は商法施 行規則第43条に規定する引当金であります。

5 . 割賦販売の会計処理

(未経過割賦販売利益)

割賦契約による売上について割賦販売の会計処理を採用しており、支払期日未到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益」として流動負債に計上するとともに、当期中の支払期日到来分に対応する利益を「未経過割賦販売利益戻入」として当期の利益に戻入しております。

(割賦販売受取利息)

支払期日未到来分に対応する額を「割賦販売前受利息」として流動負債に計上するとともに、当期中の支払期日到来分に対応する額を「割賦販売受取利息」として営業外収益に計上しております。

6.リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7.消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

重要な会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成17年4月1日以降開始する営業年度より適用されることとなったため、当期から同会計基準及び同適用指針を適用しております。これにより税引前当期純利益は、114百万円減少しております。

貸借対照表関係注記

1 . 有形固定資産の減価償却累計額

16 016百万円

2 . 割賦販売契約等に基づいて一年経過後に入金期日の到来する受取手形金額

3 ,069百万円

3 . 子会社に対する短期金銭債権

7 #16百万円 3 834百万円

子会社に対する短期金銭債務 子会社に対する長期金銭債務

1百万円

- 4.貸借対照表に計上した固定資産のほか、工場機械設備、電子計算機及びその周辺機器等についてはリース契約により使用しております。
- 5.保証債務 16.927百万円
- 6. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は3.883百万円であります。

7.土地再評価法の適用

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、 事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に 係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地 再評価差額金」として資本の部に計上しております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

4.059百万円

8.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書関係注記

1.子会社との取引高

・売 上 高・仕 入 高・販売費及び一般管理費

17 ,315百万円 16 ,222百万円 2 ,831百万円

・営業取引以外の取引高2.1株当たり当期純利益

436百万円 27円64銭

3.記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

退職給付関係注記

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、昭和44年8月から退職金制度の一部について適格退職年金制度を 設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合が あります。

2.退職給付債務に関する事項(平成18年3月31日現在)	(単位:百万円)
イ.退職給付債務	9 290
口.年金資産	4 <i>4</i> 58
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	4 ,831
二.未認識数理計算上の差異	896
ホ.退職給付引当金(ハ+二)	3 ,934

3.退職給付費用に関する事項(自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日) (単位:百万円)

	(単位)
イ. 勤務費用	392
口. 利息費用	175
八.期待運用収益	34
二.数理計算上の差異の費用処理額	158
ホ.退職給付費用(イ+ロ+ハ+二)	691

(注) 上記退職給付費用以外に、割増退職金14百万円を支払っております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ.退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
口.割引率	2 .00%
八.期待運用収益率	1 .00%
二.数理計算上の差異の処理年数	12年
(発生時の従業員の平均残存勤務期間	以内の一定の年数による定額
法により、翌期から費用処理すること	:としております。)

税効果関係注記

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位:百万円) **繰 延 税 金 資 産**

木 烂 仇 並 貝 圧	
退 職 給 付 引 当 金	1 ,555
子 会 社 株 式	1 ,199
貸倒引当金	830
投資有価証券	513
そ の 他	2 ,371
繰延税金資産小計	6 <i>A</i> 71
評 価 性 引 当 額	495
繰延税金資産合計	5 ,975
繰延税金負債	
株式等評価差額金	2 540
そ の 他	485
繰延税金負債合計	3 ,025
繰延税金資産の純額	2 ,949

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異が あるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法 定 実 効 税 率

39 54%

74	33 3 70
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1 55%
評価性引 当額	6 .13%
住民税均等割	0 .80%
特 別 税 額 控 除 等	3 35%
そ の 他	0 .12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42 .64%

利益 処分案

(単位:円)

当 期 未 処 分 利 益	6 ,128 ,254 ,157
任 意 積 立 金 取 崩 額	
特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額	237 ,713
固定資産圧縮積立金取崩額	5 829 613
計	6 ,134 ,321 ,483
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 処 分 額	
利 益 配 当 金	546 224 076
(1株につき4円25銭)	
	546 224 076
次期繰越利益	5 588 097 407

⁽注) 利益配当金には、自己株式に対する配当金は計上しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 5 月 8 日

株式会社 タ ダ ノ 取 締 役 会 御 中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 岡 林 正 文 印 業務執行社員

指定社員 公認会計士 髙 倉 康 印

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社タダノの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載書及びである。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に 準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細 書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めてい る。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその 適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計 算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、 監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。な お、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手 続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

(1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から 固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計 基準の変更に伴う会計方針の変更であり、相当と認める。

- (2) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により 指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第58期 営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の 報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたしま す。

1.監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2.監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

(6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成 18 年 5 月 12 日

株式会社 タ ダ ノ 監査役会 常勤監査役 依 光 慶 二 印 常勤監査役 佐 藤 一 成 印 常勤監査役 香 西 忠 印 監 査 役 白 川 清 之 印

(注) 監査役香西忠及び監査役白川清之は、旧「株式会社の監査等に関する商 法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

議決権行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

126 309個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第58期利益処分案承認の件

議案の内容は、26頁に記載のとおりであります。

当社は、利益配分につきましては、安定的な利益還元を継続することを 基本に、連結業績及び配当性向等を総合的に勘案の上で決定し、同時に、 財務体質の健全性を維持するために内部留保の充実にも取り組むこととし ております。

当期の業績及び今後の経営環境を勘案し、当期末の利益配当金につきましては、1株につき4円25銭とさせていただきたく存じます。なお、中間配当4円25銭を合わせ、年間配当金は前期よりも1円増額の1株につき8円50銭となります。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績に鑑み、計上いたして おりません。

第2号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 「会社法」に基づき、書面または電磁的方法による同意の意思表示により、取締役会決議の省略が認められました。これに伴い、現行定款第26条を変更するものであります。
- (2) 「会社法」に基づき、株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供が認められました。これに伴い、変更案第15条を新設するものであります。
- (3) 「会社法」に基づき、補欠監査役の予選決議の効力を定款に定めることが認められました。これに伴い、変更案第31条を新設するものであります。

- (4) 平成18年5月1日施行の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に 関する法律」(平成17年法律第87号)に基づき、「会社法」施行に伴 い当社定款に定めたものとみなされた事項等につき、変更案第6章を 新設するとともに、変更案第6条、第26条、第29条、第39条、第40条、 第41条及び第42条を新設し、また、現行定款第10条を変更するもので あります。
- (5) 「会社法」に基づき、「会社法」の規定に沿った定款規定整備を行う ため、現行定款第9条、第12条、第20条、第30条及び第38条を削除し、 変更案第13条を新設するものであります。
- (6) 定款で引用する条文を「会社法」の相当条文に変更するものであり ます。
- (7) その他上記変更に伴い、条数の変更及び一部文言の整備を行うもの であります。
- 2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

	(下線は変更部分)
現行定款	変更案
第1章 総則 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は日本経済新聞に掲載する。	第1章 総則 (公告の方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に 掲載する方法により行う。
第 2 章 株式 (株式の総数) 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は 258,049,000株とする。ただし、株 式の消却が行われた場合には、これ に相当する株式数を減ずる。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 258,049,000株とする。
〔新 設〕	(株券の発行)第6条当会社は、株式に係わる株券を発行する。
(自己株式の取得) 第6条 当会社は商法第211条 / 3 第 1 項 第2号の規定により、取締役会の決 議をもって自己株式を取得すること ができる。	(自己 <u>の</u> 株式の取得) 第 <u>7</u> 条 当会社は <u>、会社法第165条第2項</u> の規定により、取締役会の決議 <u>によっ</u> <u>て市場取引等により自己の</u> 株式を取 得することができる。

(<u>1単元の株式の数</u>および単元未満株券の 不発行)

第<u>7</u>条 当会社の<u>1単元の株式の数</u>は 1,000株とする。

当社は1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについては、この限りでない。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の<u>単元未満株式を有する株</u>主(実質株主を含む。以下同じ。)は株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡す<u>べき旨</u>を請求することができる。

(株券の種類)

第9条 当会社の発行する株券の種類は取 締役会で定める株式取扱規則によ る。

(名義書換代理人)

第10条 当会社は<u>株式につき名義書換代理</u> 人を置く。

> 名義書換代理人および事務取扱場 所は取締役会の決議によって<u>選定</u> し、これを公告する。

> 当会社の株主名簿および実質株主 名簿(以下株主名簿等という。)な らびに株券喪失登録簿は名義書換代 理人の事務取扱場所に備え置き、株 式の名義書換、質権の登録、信託財 産の表示、株券の交付、単元未満株 式の買取りおよび買増し、諸届出の 受理等株式に関する事務は名義書換 代理人に取り扱わせ当会社において は、これを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式の名義書換、質権の 登録、信託財産の表示、株券の再交 付、単元未満株式の買取りおよび買 増し、その他株式取扱に関する手続 ならびに手数料については、取締役 会で定める株式取扱規則による。

変更案

(<u>単元株式数</u>および単元未満株券の不発 行)

第<u>8</u>条 当会社の<u>単元株式数</u>は<u>1</u>,000株とする。

当会社は、単元未満株式に係わる 株券を発行しない。ただし、株式取 扱規則に定めるところについては、 この限りでない。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主(実質株主を含む。 以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その<u>有する</u>単元 未満株式の数と併せて単元株式数と なる数の株式を売り渡す<u>こと</u>を請求 することができる。

〔削 除〕

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は<u>株主名簿管理人</u>を置く。

株主名簿管理人およびその事務取 扱場所は、取締役会の決議によって 定め、これを公告する。

当会社の株主名簿 (実質株主名簿 を含む。以下同じ。) 株券喪失登録 簿および新株予約権原簿の作成なら びに備置き、その他の株式に関する 事務は、これを株主名簿管理人に委 託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取扱および 手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取 扱規則による。

变更案

(基準日)

第12条 当会社は毎決算期現在における最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項の他、必要がある場合には、 取締役会の決議により、あらかじめ 公告して臨時に基準日を定めること ができる。

第3章 株主総会

第13条 〔条文記載省略〕

〔新 設〕

〔新 設〕

(株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は法令または本定 款に別段の定めがある場合を除き、 出席した株主の議決権の過半数をもっ てこれを決する。

> 商法第343条に定める特別決議は 総株主の議決権の3分の1以上を有 する株主が出席し、その議決権の3 分の2以上をもってこれを決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

[削除]

第3章 株主総会

第12条 〔現行どおり〕

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開 示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報をインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印して当会社に保存する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第<u>18</u>条 当会社の取締役は10名以内とし、 株主総会において選任する。

> 取締役の選任<u>について</u>は、総株主 の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数を もってこれを行う。

> 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は就任後1年内の最 終の決算期に関する定時株主総会終 結の時をもって満了する。

(取締役の補欠選任)

第20条 取締役が任期の満了前に退任した 場合にも、なお法定の員数を欠かな いときは補欠選任を行わないことが できる。

(取締役の報酬限度額)

第21条 取締役の<u>報酬限度額</u>は、株主総会 <u>において</u>定める。<u>ただし、前記報酬</u> 限度額には取締役の使用人としての 職務に対する給与を含まないものと する。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役社 長1名<u>を置き、なお</u>取締役副社長若 干名を置くことができる。

> 当会社を代表すべき取締役は取締 役社長のほか、取締役会の決議により若干名を定めることができる。

変更案

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数および選任)

第<u>19</u>条 当会社の取締役は<u>1</u>0名以内と し、株主総会<u>の決議によって</u>選任す る。

> 取締役の選任決議は、議決権を行 使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席 し、その議決権の過半数をもって行 う。

> 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時 をもって満了する。

[削除]

(取締役の報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務 執行の対価として当会社から受ける 財産上の利益(以下報酬等という。) は、株主総会<u>の決議によって</u>定め る。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会の決議により、取締役社 長1名、取締役副社長若干名を<u>選定</u> することができる。

> 代表取締役は<u>、</u>取締役社長のほか、取締役会の決議により若干名を 選定することができる。

(取締役会長および取締役副会長)

第24条 取締役会の決議により、取締役会 長および取締役副会長各1名を置く ことができる。取締役会長を置いた 場合には、前条中「取締役社長」と あるのは、「取締役会長」と読み替 えるものとする。

〔新 設〕

(取締役会の決議方法)

第<u>26</u>条 取締役会の決議は取締役の過半数 が出席し、その取締役の過半数をもっ てこれを決する。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果はこれを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印して当会社に保存する。

第5章 監査役および監査役会

〔新 設〕

(監査役の員数および選任)

第<u>28</u>条 当会社の監査役は5名以内とし、 株主総会において選任する。

> 監査役の選任<u>について</u>は、総株主 の議決権の3分の1以上を有する株 主が出席し、その議決権の過半数を もってこれを行う。

変更案

(取締役会長および取締役副会長)

第24条 取締役会の決議により、取締役会 長および取締役副会長各1名を選定 することができる。取締役会長を選 定した場合には、前条中「取締役社 長」とあるのは、「取締役会長」と 読み替えるものとする。

(取締役会の設置)

第26条 当会社は、取締役会を置く。 (取締役会の決議方法等)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わる ことができる取締役の過半数が出席 し、その取締役の過半数をもって行 う。

当会社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。

第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)

第29条 当会社は、監査役および監査役会 を置く。

(監査役の員数および選任)

第<u>30</u>条 当会社の監査役は<u>、</u>5名以内と し、株主総会<u>の決議によって</u>選任す る。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現行定款	変更案
〔新	(補欠監査役の予選の効力) 第31条 補欠監査役の予選の効力は、選任 後2年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時株主総会 の開始の時までとする。
(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は <u>就任</u> 後4年 <u>内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時をもって満了する。 補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同しとする。	(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内 に終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時株主総会の終結の時をもって満了する。 任期の満了前に退任した監査役の 補欠として選任された監査役の任期 は、退任監査役の残任期間と同一と する。
(監査役の補欠選任) 第30条 監査役が任期の満了前に退任した 場合にも、なお法定の員数を欠かな いときは補欠選任を行わないことが できる。	〔削 除〕
(監査役の報酬限度額) 第31条 監査役の報酬限度額は、株主総会 において定める。 (常勤の監査役) 第32条 監査役は互選により常勤の監査役 を定める。 第33条~第34条 〔条文記載省略〕 (監査役会の決議方法) 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の 定めがある場合を除き、監査役の過 半数をもってこれを決する。 (監査役会の議事録) 第36条 監査役会の議事の経過の要領およ びその結果はこれを議事録に記載 し、出席した監査役がこれに記名捺 印して当会社に保存する。	(監査役の報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 (常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 第35条~第36条 (現行どおり) (監査役会の決議は、法令に別段の定数がある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会の議事録) 第38条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法を同じに記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。
(新 設) (新 設)	第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第39条 当会社は、会計監査人を置く。

[新

設)

第39条 当会社は、会計監査人を置く。

第40条 会計監査人は、株主総会の決議に

(会計監査人の選任)

よって選任する。

現行定款	変更案
〔新 設〕	(会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年 以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結 の時をもって満了する。 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
〔新 設〕	第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締 役が監査役会の同意を得て定める。
第 <u>6</u> 章 計算 (営業年度) 第 <u>37</u> 条 当会社の営業年度は毎年4月1日 から翌年3月31日まで <u>とし、その末</u> 日をもって決算期とする。	第 <u>7</u> 章 計算 (<u>事業年度</u>) 第 <u>43</u> 条 当会社の <u>事業年度</u> は <u></u> 毎年4月1 日から翌年3月31日までとする。
(利益金処分) 第38条 当会社の利益金は株主総会の議決 によって処分する。	[削 除]
(利益配当金) 第39条 利益配当金は毎決算期現在におけ る最終の株主名簿等に記載または記 録された株主または登録質権者にこ	(剰余金の配当) 第44条 剰余金の配当は、毎年3月31日の 最終の株主名簿に記載または記録さ れた株主または登録株式質権者に対
	<u>し行う</u> 。 (中間配当) 第45条 当会社は <u></u> 取締役会の決議に <u>よっ</u>
毎年9月30日の最終の株主名簿 <u>等</u> に 記載または記録された株主または登 録質権者に対し、中間配当を行うこ とができる。	て、毎年9月30日の最終の株主名簿 に記載または記録された株主または 登録 <u>株式</u> 質権者に対し、中間配当を 行うことができる。
(除斥期間) 第 <u>41</u> 条 利益配当金または中間配当金が、 その支払開始の日から満5年を経過 して受領されないときは、当会社は	(除斥期間) 第 <u>46</u> 条 <u>剰余金の配当および</u> 中間配当 <u>は</u> 、 その支払開始の日から満5年を経過 して受領されないときは、当会社は

支払の義務を免れるものとする。

支払の義務を免れるものとする。

第3号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数
1	多田野 宏一 (昭和29年7月3日生)	昭和52年4月 丸紅株式会社入社 昭和63年6月 当社入社 平成3年6月 社長室長 平成9年1月 ファウン GmbH 取締役社長 平成9年6月 取締役、執行役員常務 平成11年4月 取締役、執行役員専務 平成13年4月 代表取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役社長(現任)	186 ,100株
2	高 戸 紀 幸 (昭和15年9月26日生)	昭和38年4月 当社人社 昭和62年11月 取締役 平成5年6月 常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成11年4月 取締役、執行役員専務 平成15年6月 代表取締役副社長 平成17年11月 代表取締役副社長、社長補 佐、生産部門(購買・生産技 術・製造)・品質安全部門・ サービス部門・キャリヤ事業 部門・中国事業部門統括(現	132 ,558株
3	鈴 木 正 (昭和28年1月5日生)	昭和51年4月 住友商事株式会社入社 平成9年4月 当社入社 平成9年7月 海外事業部長 平成11年4月 執行役員、海外事業部長 平成13年6月 取締役、執行役員、海外事業 部長 平成15年6月 取締役、執行役員専務 平成15年6月 取締役、執行役員専務 取締役、執行役員専務、国内営業部門・欧州事業部門統 括、輸出事業部門担当(現任)	65 ,000株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数
4	大 薮 修 二 (昭和22年6月12日生)	昭和45年4月 当社入社 平成8年10月 人事部長 平成11年4月 経営企画室部長(人事・総務 担当) 平成12年4月 執行役員、経営企画室部長 平成13年4月 執行役員、企画管理部長 平成15年6月 執行役員、企画管理部長 平成17年6月 取締役、執行役員常務、企画管理部門担当、企画管理部長 (現任)	39 ,000株
5	伊賀 正 (昭和25年9月3日生)	昭和46年4月 当社人社 平成9年4月 設計第一部長 平成12年10月 開発管理部部長 平成13年4月 建機周辺商品開発グループ部 長 平成15年4月 商品開発グループ・マネージャー 平成15年10月 開発部商品開発ユニットマネージャー 平成15年10月 開発部キャリヤユニットマネージャー兼商品開発ユニットマネージャー 平成16年4月 執行役員、開発企画部長 平成17年4月 執行役員、開発企画部長 来が17年4月 共行役員、開発企画部長 東が17年4月 東部・大学・マネージャー(現任)	43 ,000株

⁽注)取締役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役 佐藤一成、香西 忠の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、選任いただいた場合の任期は、第62回定時株主総会終結の時まで となります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数
1	北島 宏 (昭和19年8月15日生)	昭和42年4月 当社入社 平成3年6月 取締役、志度工場長 平成9年4月 取締役、購買管理部長 平成11年4月 取締役、執行役員常務 平成11年6月 執行役員常務、商品企画室長 平成17年7月 執行役員常務、キャリヤ事業 部門担当、中国事業部門担当 補佐(現任)	80 <i>4</i> 92株
2	石 川 博 文 (昭和23年3月4日生)	平成12年2月 高瀬警察署長 平成14年3月 香川県警察本部警務部参事官 平成17年3月 香川県警察本部生活安全部長 平成18年3月 香川県警察本部退職	2 ,000株

- (注) 1. 監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2.石川博文氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。補欠監査役候補者 香西 忠氏は、第4号議案「監査役2名選任の件」が承認可決されることを条件に、監査役 石川博文、白川清之の両氏の補欠監査役となります。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、本予選の効力は、第60回定時株主総会開始の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者

氏 名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する当 社株式の数
_ I I	平成9年4月 香川県警察本部退職 平成10年6月 常勤監査役(現任)	13 ,331株

- (注)1.補欠監査役候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2.香西 忠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

以 上

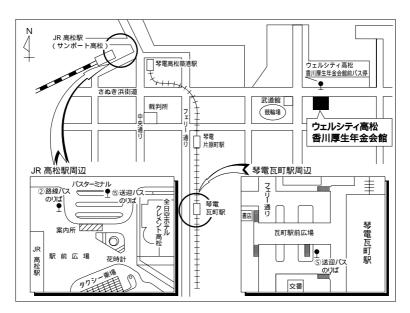
メモ欄

メモ欄

メモ欄

第58回定時株主総会会場ご案内図

会場: 香川県高松市福岡町二丁目2番1号 ウェルシティ高松 香川厚生年金会館2階 讃岐の間



送迎バス

琴電瓦町駅前及びJR 高松駅前から送迎バスを運行いたしますのでご利用下さい。

株主総会終了後もお送りいたします。

なお、乗場は琴電瓦町駅、JR 高松駅周辺拡大図をご参照下さい。

琴電瓦町駅⑤のりば JR 高松駅⑮のりば

発車時刻 午前9時15分 午前9時30分

ご参考(その他の交通手段)

●コトデン路線バス

JR 高松駅前 朝日町線②のりば、ウェルシティ高松 香川厚生年金会館前下車) 発車時刻 午前 9 時20分

- ●タクシー
 - JR 高松駅から10分 琴電瓦町駅から15分
- ●ウェルシティ高松 香川厚生年金会館には、駐車場もございますのでご 利用下さい。